

議案第 56 号

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例の一部改正について

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市立障がい者地域活動センターの建設工事等の工期延長が見込まれることに
伴い、所要の改正を行いたいため

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例の一部を改正する条例

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例（令和８年条例第９号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和９年１月１日」を「公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。